

# つやま企業サポート事業

## デジタル人材育成支援サポート補助金交付要領

令和4年1月1日制定  
令和5年4月1日改定

### (目的)

第1条 つやま産業支援センター（以下「センター」という。）は、津山市内の企業が社員等のデジタルリテラシー向上を支援し、デジタル化の促進を図るために行う研修等に必要な経費に対して、つやま企業サポート事業デジタル人材育成支援サポート補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付し、市内の事業所の積極的なデジタル人材育成の促進を図ることを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、つやま企業サポート事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののはか、この要領の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) デジタルリテラシー デジタルについて理解し、デジタル技術を業務に活用する能力をいう。
- (2) 社員等 市内事業所に勤務する従業員又は経営者をいう。
- (3) 研修等 他の事業者（資本関係がない事業者に限る）が実施する講座や研修、セミナーをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、補助金交付要綱第2条第1号に定める企業（以下「補助対象者」という。）であり、かつ、研修を受ける者が、津山市内の事業所又は工場等に勤務している場合に限る。ただし、補助金交付要綱第3条第2項各号に掲げる要件に該当する場合はこの限りでない。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、IoT、AI、クラウド、ビッグデータ、RPA等のDXに関連し、社員等のデジタルリテラシーの向上に資するもので次の各号のいずれかに該当するときは、その申請に基づき補助金を交付する。

- (1) 民間事業者等による講座
- (2) 専門家による講座
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターが補助金の交付の対象とすることが適當と認める事業

(補助対象経費等)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項に掲げる経費のうち、当該事業者が実際に負担した費用で次に掲げるもの。

- (1) 受講料、研修費、教材費（パソコン本体等の機器類やシステム、ソフトウェアは対象外）、講師謝金、講師旅費、委託費、会場費
- (2) 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の額は含めないものとする。
- (3) 補助対象期間は、補助金の交付決定の日から、当該年度末日の10日前までとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める様式による交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて2月末までにセンターに提出しなければならない。

- (1) 計画書（研修名称・開催日時・開催場所・受講料等の確認できるもの）
- (2) 市税完納証明書
- (3) その他センターが必要と認める書類

(補助金交付の制限)

第7条 補助金の交付は、1補助対象者当たり、補助対象経費の3分の2以内とし、同一年度において10万円を限度とする。

1 補助金の申請については1事業者あたり同一年度内において1回のみとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から30日を経過した日又は該当年度末日10日前のいずれか早い日までに、別に定める様式による実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えてセンターに提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の内容及び領収が確認できる書類等の写し
- (2) 修了を証する書類の写し（発行されている場合）
- (3) 補助対象事業に係る写真又は成果物の写し等
- (4) その他センターが必要と認める書類

(補助金の支払い方法)

第9条 補助金の支払いは、精算払いとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、センターが別に定める。

(施行期日)

1 この要領は、制定の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。